

北大阪労働基準監督署発表
令和6年12月6日

北大阪労働基準監督署
電話 072-391-5825

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

〔 ベルトコンベヤーのプーリー等に覆い等を設けず、非常停止装置を備えなかった疑い 〕

令和6年12月6日、北大阪労働基準監督署（署長 くさかわはるみ 草川晴美）は、浪速工業株式会社ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- 浪速工業株式会社（以下「被疑会社」という）
所在地 大阪府枚方市招堤田近
事業内容 鋳物業
- 被疑会社工場長A（以下「被疑者A」という）

2 違反条文等

労働安全衛生法違反
同法第20条第1号
同法第27条第1項
労働安全衛生規則第101条第1項
労働安全衛生規則第151条の78
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 事件の概要

令和6年3月8日、被疑者Aは、被疑会社の工場において、労働者Bにベルトコンベヤー付近での作業を行わせるにあたり、同ベルトコンベヤーのプーリー部分に覆い等を設けず、また、非常の場合において直ちに同ベルトコンベヤーの運転を停止することができる装置を備えず、もって機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなかった。その結果、労働者Bが同ベルトコンベヤーのプーリーとベルトの間に腕を挟まれ、胸部を圧迫されたことにより死亡するという災害が発生したものである。

関係条文

◎労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百五条又は第八十八条の二第四項の規定に違反した者

(両罰規定)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

◎労働安全衛生規則

(原動機、回転軸等による危険の防止)

第一百一条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

(非常停止装置)

第一百五十一条の七十八 事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置(第一百五十一条の八十二において「非常停止装置」という。)を備えなければならない。